

申請窓口再開にあたってのお願い

5月25日の緊急事態宣言解除を受けて申請窓口を再開することになりました。

窓口再開日は、新型コロナウイルス感染症への感染予防対策を講じた後の6月1日（月）からとしますのでお知らせします。

ただし、当分の間は、下記により窓口業務を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

記

1. 申請窓口への来所者は、新型コロナウイルス感染症への感染予防の観点から、「申請窓口予約システム」申込による予約制とし、1日当たり最大20人（1人当たり30分）に限定させていただきます。
2. 予約は先着順とし、予約確定の際に発行される「予約内容確認メール」を印刷し持参してください。

もし、当該メールの持参がない場合には、事務所内への入室をお断りしますので、くれぐれも注意してください。

3. 申請窓口では、形式審査のみを行い申請書類を受領するだけとなります。

当面は、窓口閉鎖期間中の申請在庫約600件の事務処理を優先して行いますので、できる限り郵送申請で引き続き対応をお願いします。

4. 事務所への来所の際には、必ずマスクを着用し、入室前に手指をアルコール（ドア横に備え付け）洗浄してから入室してください。

5. 事務所内に長時間滞在しないように、予約時間の5分前にお越しください。
6. 申請在庫の事務処理に目途がつき次第、従前の窓口申請業務に切り替える予定ですが、「申請窓口予約システム」申込による予約制は継続します。

この場合、窓口での審査業務も行いますので、1日当たり最大15人（1人当たり60分）とさせていただきます。

(注) 本件に関する問い合わせは、野口事務局長までお願いします。

電 話：03-3263-7147

E-mail：h-noguchi@eme-tokyo.or.jp